

平成 31 年 2 月市議会総務委員会資料

第 50 号議案

過疎地域自立促進市町村計画の変更について

〈目 次〉

	ページ
I 過疎地域自立促進特別措置法について .....	1
II 過疎地域自立促進市町村計画（過疎計画）の変更について .....	3
III 『過疎地域自立促進市町村計画』新旧対照表 .....	5

企 画 財 政 部  
平 成 3 1 年 2 月

# I 過疎地域自立促進特別措置法について

## 1 目的(法第1条)

人口の著しい減少に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある地域について、総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な特別措置を講ずることにより、これらの地域の自立促進を図り、もって住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正及び美しく風格ある国土の形成に寄与することを目的とする。

## 2 過疎地域の要件(法第2条)

- (1) 人口要件 人口減少が著しいこと。
- (2) 財政力指数 財政力に余裕のある団体は含めない。

## 3 長崎市の過疎地域(法第33条)

旧伊王島町、旧高島町、旧野母崎町及び旧外海町の4地域

※合併があった場合の特例

過疎地域市町村を含む合併があった場合に、過疎対策事業が引き続き円滑に実施できるようにする措置の充実を図るため、合併後の市町村が過疎地域市町村の要件に当てはまらない場合についても、当該市町村の合併が行われた日の前日において過疎地域であった区域を過疎地域とみなすこととされている。

## 4 過疎地域自立促進市町村計画(法第6条)

過疎地域の市町村は、自立促進方針(※)に基づき、当該市町村の議会の議決を経て過疎地域自立促進市町村計画を定めることができる。

※自立促進方針…都道府県が過疎地域の自立促進を図るため定めた計画

## 5 過疎法に基づく財政支援措置(法第10条・第12条)

- (1) 過疎地域自立促進市町村計画に基づいて行う事業に対する補助割合の特例。
- (2) 過疎地域自立促進市町村計画に基づいて行う事業に対する地方債(過疎対策事業債)の充当。
  - ア 充当率:原則として100%(公営企業債の対象となる施設は50%)
  - イ 交付税措置:起債の元利償還金の70%が普通交付税で措置される。

6 対象施設及び対象事業(法第 12 条)

<p>産業振興施設等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地場産業、観光、レクリエーションに関する事業を行う法人に対する出資</li> <li>○産業の振興を図るために必要な市町村道及び市町村が管理する都道府県道並びに農道、林道、漁港・港湾施設</li> <li>○地場産業の振興に資する施設</li> <li>○中小企業の育成又は企業の導入もしくは起業の促進のために市町村が個人又は法人その他の団体に使用させるための工場及び事務所</li> <li>○観光、レクリエーションに関する施設</li> <li>○農林漁業の経営の近代化のための施設</li> <li>○商店街振興のために必要な共同利用施設</li> </ul>	<p>厚生施設等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○下水処理のための施設</li> <li>○一般廃棄物処理のための施設</li> <li>○火葬場</li> <li>○消防施設</li> <li>○高齢者の保健又は福祉の向上又は増進を図るための施設</li> <li>○障害者又は障害児の福祉の増進を図るための施設</li> <li>○保育所、児童館</li> <li>○認定こども園</li> <li>○市町村保健センター及び母子健康包括支援センター</li> <li>○診療施設</li> <li>○簡易水道施設</li> </ul>
<p>交通通信施設</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市町村道及び市町村が管理する都道府県道、橋りょう</li> <li>○農林道</li> <li>○電気通信に関する施設</li> <li>○交通の便に供するための自動車、渡船施設</li> <li>○住民の交通手段の確保又は地域間交流のための鉄道施設及び鉄道車両並びに軌道施設及び軌道車両</li> <li>○除雪機械</li> </ul>	<p>教育文化施設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○公立の小学校、中学校及び義務教育学校並びに市町村立の幼稚園、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校</li> <li>○公立の小学校、中学校若しくは義務教育学校又は市町村立の中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校の学校給食施設・設備</li> <li>○公立の小学校、中学校若しくは義務教育学校又は市町村立の高等学校、中等教育学校若しくは特別支援学校の教職員住宅</li> <li>○市町村立の専修学校及び各種学校</li> <li>○図書館</li> <li>○公民館その他の集会施設</li> <li>○地域文化の振興等を図るための施設</li> </ul> <p>○自然エネルギーを利用するための施設</p> <p>○集落再編整備</p>
<p>過疎地域自立促進特別事業 (いわゆるソフト対策事業)</p>	<p>○地域医療の確保、住民の日常的な移動のための交通手段の確保、集落の維持及び活性化その他の住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図るため特別に地方債を財源として行うことが必要と認められる事業(基金の積立てを含む。)</p>	

## II 過疎地域自立促進市町村計画(過疎計画)の変更について

### 1 変更内容

伊王島地区に係る過疎計画について、平成 31 年度以降に新たに予定している「伊王島開発総合センター施設整備事業」を追加するため、変更を行う。

### 2 追加する事業の概要

#### (1)伊王島開発総合センター施設整備事業(伊王島地区)

伊王島開発総合センターは、伊王島地区における産業及び社会教育の振興、保健、福祉の増進を図るための多目的施設。

施設概要	建設年月	昭和 55 年 11 月
	構造	鉄筋コンクリート造 2 階建て
	延床面積	1,188 m <sup>2</sup>
	用途	会議室 1・2、和室、調理実習室

#### ア 事業内容

築約 40 年が経過して老朽化しており、雨漏りが発生している屋上の防水工事等を実施するもの。

事業年度	事業内容	事業費
平成 31 年度 (2019 年度)	屋上防水工事 A=300 m <sup>2</sup> (平場 289.5 m <sup>2</sup> 、立ち上がり 10.5 m <sup>2</sup> ) ※前回、平成 16 年整備	4,500 千円
平成 32 年度 (2020 年度)	内外装改修工事 内装(天井・壁)及び外壁等の改修 ※昭和 55 年整備	6,900 千円

#### イ 施設利用状況

(単位：人)

年度	利用者数
平成 25 年度	5,761
平成 26 年度	5,116
平成 27 年度	4,695
平成 28 年度	4,672
平成 29 年度	4,654
平成 30 年度※	4,011

※平成 30 年度は 12 月末まで

ウ 位置図



エ 現況写真

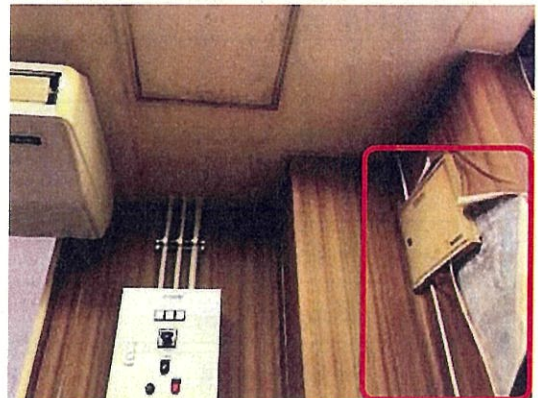
(施設外観)



(内外装)



(屋上部分)



### Ⅲ 『過疎地域自立促進市町村計画』新旧対照表

#### 6 教育の振興

##### (3)計画

##### イ 伊王島地区 事業計画(平成 28 年度～平成 32 年度)

変更前					変更後				
自立促進 施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業 主体	備考	自立促進 施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業 主体	備考
6 教育の 振興	(1)学校教育関連施設				6 教育の 振興	(1)学校教育関連施設			
	校舎	大規模改造事業	市			校舎	大規模改造事業	市	
	屋内運動場	耐震化推進事業	市			屋内運動場	耐震化推進事業	市	
		大規模改造事業	市				大規模改造事業	市	
		建具改修工事	市				建具改修工事	市	
(4)過疎地域自立促進 特別事業				(3)集会施設、体育施 設等					
	「高校生等通学費補助 金」 伊王島に居住し、船 で高等学校等へ通学す る者に通学定期券代を 補助し、高等学校教育 の円滑な実施に資す る。	市		集会施設	伊王島開発総合センタ ー施設整備事業	市			
				(4)過疎地域自立促進 特別事業					
						「高校生等通学費補助 金」 伊王島に居住し、船 で高等学校等へ通学す る者に通学定期券代を 補助し、高等学校教育 の円滑な実施に資す る。	市		